

第 3 4 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和 5 年 4 月 25 日（火）
- 2 開閉時間 午後 5 時 00 分開会 午後 6 時 00 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室

- 4 出席委員 13 人

1 番 寺崎秀子	2 番 小野寺昭一	3 番 坂上 修	4 番 佐藤美頭雄
5 番 斉藤哲子	6 番 開澤克明	7 番 山崎禎彦	8 番 鈴木英博
9 番 松田直人	10 番 酒井雅憲	11 番 北村浩光	13 番 舟根 禎
14 番 吉本 憲			

- 5 欠席委員 12 番 西永和美
- 6 会議出席 岡野事務局長、清野主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 3 番 坂上 修、4 番 佐藤美頭雄

- 9 議事内容

- 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 報告第 2 号 農地の賃借料情報について
- 報告第 3 号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指定について
- 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
- 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 4 号 土地の現況証明書の交付について
- 議案第 5 号 農業委員会等に関する法律第 7 条に規定する指針の策定について

10 議事録本紙

議長

これから、第 34 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は 13 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、3 番委員、4 番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」から日程第 4 報告第 3 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指定について」まで報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事

それでは、議案 2 頁をご覧ください。

報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」でございます。

農地転用のための権利移動に係る届出を受理し、農地法施行規則第 52 条の規定に基づく、受理通知書を交付しましたので、報告します。

議案は 3 頁、4 頁をご覧ください。

番号が 1 番の 1 件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、土地所有者、転用者については議案に記載のとおりです。

転用の目的は、店舗等の建設です。

転用基準の区分は、市街化区域であるため、転用許可を必要としない案件になります。

また、転用の理由についても、店舗等の建設であることから、基準を満たすものと判断します。

位置図については、説明資料の 1 頁に載せてありますので、ご確認願います。

以上について、届出を受理し、受理通知書を交付したことを報告します。

続きまして、議案 5 頁をご覧ください。

報告第 2 号「農地の賃借料情報について」です。

農地法第 52 条に基づき、農地の賃借料情報を取りまとめましたので報告します。

議案 6 頁をご覧ください。

賃借料情報につきましては、令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月までに締結された賃貸借における賃借料水準について、4 月 21 日付け農業委員会告示第 4 号で告示しています。

賃借料の平均額は 11,500 円、最高額は 15,600 円、最低額は 3,700 円で

採用したデータ数が、注釈の算出方法により異常値を排除した 97 件となっています。

続きまして、議案 7 頁をご覧ください。

報告第 3 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明願書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第 3 条第 9 号の規定に基づき、現地確認委員の指名について、専決処分しましたので報告します。

番号が 1 番の 1 件の案件で、現地確認委員は議案に記載のとおりです。報告について以上です。

議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。

4 番委員 報告第 1 号の農地法第 5 条の届出の場所は何処になりますか。

主事 北野市街地 4 号道路沿いの 9 線 8 線間で、バス待合所と北野駐在所の間の土地になります。

4 番委員 わかりました。

議長 その他に何かありますか。

6 番委員 報告第 2 号の賃貸料情報ですが、最高額と最低額は何処になりますか。参考に教えてください。

局長 最高額は北野地区、最低額は中央地区の転作田の部分です。

6 番委員 わかりました。

議長 その他に何かありますか。

委員 無しの声

議長 無ければ、次の日程に入ります。

議長 続きまして、日程第 5 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 8 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は 9 頁から 10 頁までをご覧ください。

番号が 1 番から 5 番までの 5 件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、それぞれ、議案の備考欄に記載のとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、それぞれ、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が、6 か月以内であるかの確認につ

いては、案件の全てが、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していることを確認しています。

なお、議事参与の制限を受ける案件がございます。1番の案件について、開澤委員が議事参与の制限を受ける案件となりますので、審議の際は、ご退席をお願いします。

説明は以上です。

議長 議事参与の案件がありますので、先に1番について審議いたします。

6番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

1番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 1番の案件については、認めると決定しました。

6番委員 着席

議長 残りの案件について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

残りの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは残りの案件についても、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第6議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案12頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の権利の移転及び設定に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は13頁、14頁をご覧ください。

番号が1番から2番までの2件の許可申請がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人、貸主、譲受人、借主の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格、賃貸料につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は、説明資料の2頁から3頁までに載せてありますので併せてご確認ください。

農地法第3条の許可要件については、説明資料の4頁から5頁までの調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしていると判断をしました。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 7 議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 16 頁をご覧ください。

議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

議案は 17 頁から 26 頁までとなりますのでご覧ください。

番号が 1 番から 29 番までの 29 件ございます。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の住所及び氏名、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の 6 頁から 40 頁まで、調査書が 41 頁から 69 頁に載せてありますので併せてご確認願います。

なお、11 番の案件は、小野寺委員、21 番の案件は、北村委員、が議事参与の制限を受ける案件でございますので、審議の際は、ご退席をお願いします。

説明は以上です。

議長 議事参与の案件がありますので、先に 11、21 番の案件について審議いたします。

2 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

11 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 11 番の案件については、認めると決定しました。

2 番委員 着席

議長 続きまして、21 番の案件について審議いたします。

11 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声
議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
21 番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手
議長 はい、それでは 21 番の案件については、認めると決定しました。

11 番委員 着席
議長 それでは、残りの案件について、審議いたします。
質疑ございませんか。

7 番委員 25 番の案件ですが、去年は所有者の自作で、今年から賃貸で耕作者が代
わるということですか。

局長 そうです。

7 番委員 わかりました。

議長 他に質疑ございませんか。

委員 無しの声
議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」認める方は挙手をお
願いします。

委員 全員挙手
議長 はい、それでは議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」は、認
めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 8 議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」
を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 28 頁をご覧ください。
議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」でございます。
北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証
明書交付の可否について、審議を求めるものです。
議案 29 頁、30 頁をご覧ください。
番号が 1 番の 1 件でございます。
土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏
名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。
調査票、航空写真、現地写真は、別冊、説明資料の 70 頁から 72 項に載
せてありますので併せてご確認ください。
報告第 3 号で報告したとおり現地確認委員を指名し、現地確認を行いま
したので、1 番の案件について、現地確認委員から現地の状況を報告願
います。

2 番委員 はい、1 番の案件について、4 月 17 日、吉本会長、斉藤委員、私と事務
局で現地調査を行いました。
願出農地は、宅地として利用してから相当な年数が経過しているため、
農地以外であると判断しました。
報告は以上です。

議長 それでは、議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。
 質疑ございませんか。

委員
議長 無しの声
 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
 議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いいたします。

委員
議長 全員挙手
 はい、それでは議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 9 議案第 5 号「農業委員会等に関する法律第 7 条に規定する指針の策定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 31 頁をご覧ください。
 議案第 5 号「農業委員会等に関する法律第 7 条に規定する指針の策定について」です。
 農業委員会等に関する法律第 7 条に規定する指針の策定について、審議願います。
 議案は、32 頁から 34 頁になりますのでご覧ください。
 （鷹栖町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、朗読し説明する。）
 指針策定にあたっての説明は以上です。

議長 それでは、議案第 5 号「農業委員会等に関する法律第 7 条に規定する指針の策定について」説明が終わりましたので審議いたします。
 質疑ございませんか。

委員
議長 無しの声
 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
 議案第 5 号「農業委員会等に関する法律第 7 条に規定する指針の策定について」この案件について認める方は挙手をお願いします

委員
議長 全員挙手
 はい、それでは議案第 5 号「農業委員会等に関する法律第 7 条に規定する指針の策定について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。
 その他に入ります。

局長 はい、議案 35 頁その他の 1 番、次回の定例会についてです。
 次回、第 35 回の日程ですが 5 月 31 日（水）の 17 時からの開催でご提案したいのですがよろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。

委員
議長 問題なしの声
 それでは、5 月 31 日（水）の 17 時からでお願いします。

局長 主な関係機関の日程については、記載のとおりでございますので、ご確認
ください。事務局からは以上です。

議長 それでは、以上をもって第 34 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。